

◎成年後見制度について

～身寄りのない方をどう支援するか～（2021年11月18日）

（熊本市河内町・ささえりあ金峰）

NPO法人・安心サポートネット理事長 井芹 浩文

（元共同通信社論説委員長、崇城大学名誉教授）

（1）車の両輪：介護保険と成年後見

- ・介護保険法と成年後見制度導入の改正民法は2000年4月1日施行。
- ・介護サービス利用者数：2000年4月149万人→2018年474万人
- ・成年後見制度の利用者数：2011年末11万人→2017年末21万人
＜認知症患者は2020年に602万人と推計される＞

【介護保険導入の理由】

・それまでの高齢者の介護サービスは、行政処分の一つである「措置」でしたが、2000年の介護保険制度の下では、利用者とサービス提供事業者の間の契約によるものとされました（いわゆる「措置から契約へ」）

【成年後見制度導入の理由】

- ・従来の禁治産者制度は禁治産者本人の人権や自己決定権があまり省みられず、新憲法・新民法の基本的な考えと一致しないため見直しの必要性が認識されていました。
- ・厚生労働省が「措置から契約へ」を柱とする介護制度を導入することに伴い、法務省側は認知症高齢者をどうするかという問題に直面しました。契約当事者としての能力が欠如しているままで、契約社会に放り出していいのかという問題意識から、これらの契約という法律行為を支援する方策の制定が急務となったという次第です。

（2）高齢化

【日本人の平均寿命】（2021年7月30日、厚生労働省発表）

- ・女性が87.74歳、男性が81.64歳（2020年）
- ・ともに過去最高を更新
- ・国際比較：女性は世界1位、男性は2位（1位はスイス81.9歳）

【平均寿命の過去100年間の伸び】

- ・1900年(明治33年)：女性44.85歳、男性43.97歳
- ・1950年(昭和25年)：女性61.50歳、男性58.00歳
- ・2000年(平成12年)：女性84.60歳、男性77.72歳

【高齢化率】（2021年9月15日、総務省）

- ・65歳以上の高齢者：3640万人
- ・高齢化率：29.1%（2021年）＝世界最高
（高齢化率2位：イタリア23.6%）

(3) 孤立化

【一人暮らし高齢者】（内閣府の2018年版高齢社会白書）

- ・ 1980年：88万人＝男性19万人（高齢者に占める割合4%）、女性69万人（同11%）
- ・ 2015年：592万人＝男性192万人（同13%）、女性400万人（同21%）
- ・ 2040年見通し：独居老人896万人（同17%）

(4) 認知症（2017年高齢社会白書）

- ・ 65歳以上の認知症患者は2012年推計で462万人、7人に1人です。
- ・ 2025年には約5人に1人に増えると推計されています。

(5) 「後見」とは何か

- ・ 高齢者の「後見」は2度目。
- ・ 「未成年後見」：子どもは学校に行くにも買い物するにも、常に親に後見してもらっている。親権と言われます。
- ・ 「成年後見」：判断能力が子ども並みに戻ってしまった高齢者は、もう一度後見してもらう必要が出てきます。

(6) 成年後見制度の精神

・ 判断能力が十分でない方について、後見人を決め、判断能力の不足を補って、本人を支援する制度です。ちょうど身体能力が十分でなくなったとき、ヘルパーさんやケアマネージャーが支援して、生活を送れるようにするのと同じように、判断能力を補うことでふつうの生活を送れるようにするわけです。

【基本理念3か条】：成年後見制度利用促進法（2016年5月13日施行）

- ・ ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじる）
- ・ ②自己決定権の尊重（被後見人の自発的意思を尊重する）
- ・ ③身上保護の重視（財産管理だけでなく身上保護にも力を入れる）

※後見には「法定後見」と「任意後見」があります。

(7) 法定後見制度

- ・ 法定後見は後見人を家庭裁判所が決めます（任意後見は、その名称どおりに自由に契約できる＝あとで説明）
- ・ 法定後見には「後見」「保佐」「補助」の3種類がある。
 - ①後見：財産の管理などが全くできない
 - ②保佐：財産の管理などでほぼ常に手助けが必要
 - ③補助：財産の管理などで時折、手助けがときどき必要

(8) 任意後見制度

・任意後見契約は「**転ばぬ先の杖**」です。まだ元気だが、ちょっと先は心配な人が結びます。公証人役場で公正証書を作ります。

・任意後見は、ご本人の状態に応じて段階を踏んでケアしていきます。それで厳密には「**任意後見移行型契約**」とも呼んでおります。

・第1段階の「**身上監護**」は、身体能力が衰えてきたと感じるが、まだ判断能力はしっかりしているというときに行います。従来どおりの自立生活をしながら、身上監護受任者に対しては、やってもらいたい一部のみ委任する。例えば3つの銀行のうち生活費を扱う1行の通帳のみ預けるなどのやり方をします。＜以上が**身上監護等委任契約**＞

・第2段階の「**任意後見**」は、そうこうするうちに判断能力も衰えてきたと思ったら、次の「**任意後見**」に移行します。この段階に移行すると、任意後見人に加えて、これを監督する「**任意後見監督人**」が選任されて、任意後見人がきちんと仕事をしているかを監視する仕組みになります。預金通帳をすべて渡すなどして法定後見に近い後見状態になります。＜以上が**任意後見契約**＞

※任意後見の第1段階、第2段階を通じて、後見人は契約関係など法律的な権利義務が生じる事柄について手助けするだけでなく、身の回りの世話や相談、見守りを行います。私ども「NPO法人 安心サポートネット熊本」は、この身上保護を重視しております。

(9) 死後のことも託せる

・加えて全くの天涯孤独の方の場合などは、死後の葬儀、埋葬に関する事務を依頼しておくこともできます。「**死後事務委任契約**」と言います。

(10) 市民後見人制度

・「**市民後見人**」は知名度が低い気がします。後見人というと、弁護士や司法書士、社会福祉士がなられると思われているかもしれませんが。

・しかし、実は「**後見を受ける**」というときに不安や不便を感じるのは身の回りで起きる問題です。ところが弁護士さんたちは、法律の専門家ではありますが、専門家であるだけに、ちょっとした疑問や相談はしづらい面があります。さらに報酬が高いということがあります。その点、私どものようなNPO法人なりは基本的にボランティア精神で活動し、身上保護に重点を置いておりますから、不必要に高い費用が発生することはありません。

・日本の現状は、2018年12月末時点の利用者の累計数は、21万8,142人。成年後見77.7%、保佐16.4%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっておりまして、国民にとって本当に必要な後見が十分に出来ているとは思えません。

(11) 身寄りのない方の心配

- ・銀行・郵便局の預貯金の出し入れ：最近、銀行としては、本人が認知症であると分かったとき、預金の出し入れに応じません。法定後見人か任意後見人を選任する必要があります。
- ・税金・公共料金などの支払い：年金からの特別徴収の場合と、払い込みに行かなくてはならない普通徴収など面倒な手続きもあります。
- ・入院や手術の同意：入院手続きでは、ふつう同居親族とさらに一人の保証人が必要です。独り身だと頼む人がいません。もっと大きな問題は、手術が必要になったときのインフォームド・コンセント（説明と同意）です。判断能力があれば、自分で医師から説明を受けて同意できますが、判断能力が十分でないときは誰か他人に聞いてもらって判断してもらう必要があります。親族がいれば、その人に頼めますが、世話してもらえない人がいないときはどうするか、大問題です。例えば、人工心肺と胃瘻（いろう）をどうするかは大きな課題です。
- ・老人ホームに入る契約：重要事項説明などがあります。身寄りがないければ、後見人が本人に代わってきちんと説明を受け、本人に代わって契約を結びます。
- ・役所へのいろいろな届け出：、戸籍や住民票を取得する必要が生じたときは、後見人が代理します。
- ・葬儀や死後整理：身寄りのない方が最も心配されているのが、自分が死んだ後どうなるんだろうということ。ひとりの人が亡くなると電気、ガス、水道の解約から入院費の支払いまで種々雑多の事務があります。死後事務委任契約を結んでおくことで後顧の憂いがなくなります。
- ・賃貸住宅を借りたいとき：連帯保証人が求められるので、任意後見契約を結んでおけば後見受任者の立場で保証を供することができます。

(了)

井芹浩文プロフィール

井芹 浩文 (いせり・ひろふみ)

東京大学法学部卒。共同通信社入社。政治部記者、ワシントン特派員、総合選挙センター長、論説委員長などを歴任。崇城大学名誉教授（政治学）。令和2年10月からNPO法人成年後見安心サポートネット熊本理事長。著書に『派閥再編成』『総理のリーダー術』など。熊本市出身。